

(公印省略)

令和2年4月17日

3歳以上児クラスの保護者各位

社会福祉法人 赤間福祉会 赤間保育園
園長 小方 圭子

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う家庭保育ご協力期間中の給食費取扱について

先日発令されました緊急事態宣言に伴う家庭保育のご協力ありがとうございます。当園では3歳以上児クラスは毎月給食費のお支払いをお願いしておりますが、宗像市からの登園自粛要請で家庭保育をしていただいた場合の給食費を軽減いたします。

4月14日までは通常通りの給食材料の発注をしておりましたので、令和2年4月15日から4月30日までの13日間とさせていただきます。

なお、5月1日、2日につきましては5月分で精算いたします。

計算方法

給食費軽減額 = 220円 (5,500円/25日) × 家庭保育を行った日数

※5月7日以降に給食軽減額を差し引いた金額を給食費として請求させていただきます。

新型コロナウイルスの感染症の対応の内容が変更された場合は掲示とともにホームページにも掲載いたします。